

# 業 務 共 通 仕 様 書

( 測 量 業 務 編 )

令和5年4月1日

石巻地方広域水道企業団

## 目 次

第1章 総則	1
1-1 適用	1
1-2 用語の定義	1
1-3 受注者及び発注者の責務	3
1-4 業務の着手	3
1-5 測定の基準	3
1-6 業務の実施	3
1-7 設計図書を支給及び点検	3
1-8 監督員	3
1-9 主任技術者	4
1-10 担当技術者	4
1-11 提出書類	4
1-12 打合せ等	5
1-13 業務計画書	5
1-14 資料等の貸与及び返却	6
1-15 関係官公庁への手続き等	6
1-16 地元関係者との交渉等	6
1-17 土地への立入り等	7
1-18 成果品の提出	7
1-19 関係法令及び条例の遵守	8
1-20 検査	8
1-21 修補	8
1-22 条件変更等	8
1-23 契約変更	9
1-24 履行期間の変更	9
1-25 一時中止	9
1-26 発注者の賠償責任	10
1-27 受注者の賠償責任	10
1-28 部分使用	10
1-29 再委託	10
1-30 成果品の使用等	11
1-31 守秘義務	11
1-32 個人情報の取扱い	11
1-33 安全等の確保	13
1-34 臨機の措置	14
1-35 履行報告	14

1-36	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	14
1-37	行政情報流出防止対策の強化	14
1-38	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	15
1-39	保険加入の義務	16
第2章	一般事項	16
2-1	一般事項	16
第3章	中心線測量	16
3-1	目的	16
3-2	中心線測量	17
3-3	中心点設置	17
3-4	角観測	17
3-5	距離測定	17
第4章	多角測量	17
4-1	目的	17
4-2	多角路線の選定	17
4-3	多角点の設置	17
4-4	角観測	17
4-5	距離測定	18
4-6	計算及び作図	18
第5章	平板測量	18
5-1	目的	18
5-2	測量方法	18
5-3	作図	18
第6章	水準測量	18
6-1	目的	19
6-2	仮水準点の設置	19
6-3	基本水準点及び標高値	19
6-4	測量方法	19
第7章	縦横断測量	19
7-1	目的	19
7-2	縦断測量	19
7-3	横断測量	20
第8章	詳細測量	20
8-1	目的	20
8-2	詳細測量	20
第9章	用地測量	20
9-1	目的	20
9-2	作業内容	20

9-3	調査施行	21
9-4	多角測量	21
9-5	地積測量	21
9-6	現況測量	22
9-7	製図	22
第10章	埋設物調査	22
10-1	埋設物調査	22

## 第1章 総則

### 1-1 適用

- 1 「業務共通仕様書（測量業務編）」（以下「共通仕様書」という。）は、石巻地方広域水道企業団の発注する測量業務に係る業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

### 1-2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、石巻地方広域水道企業団企業長をいう。
- 2 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は主任技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。
- 4 「検査員」とは、測量業務の完了及び履行部分の検査に当たって、工事検査規程に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
- 6 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 7 「高度な技術と十分な実務経験を有する者」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 8 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 9 「契約書」とは、業務委託契約書をいう。
- 10 「設計図書」とは、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 11 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- 12 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 14 「設計書」とは、測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 15 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。

- 16 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 17 「図面」とは、入札等に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図及び業務完了図等をいう。  
なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 18 「指示」とは、監督員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 19 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 20 「通知」とは、発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、測量業務の履行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 21 「報告」とは、受注者が監督員に対し、測量業務の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。
- 22 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 23 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 24 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 25 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 26 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 27 「提出」とは、受注者が監督員に対し、若しくは監督員が受注者に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 28 「書面」とは、手書き、印刷等による委託業務等に係る打合簿等の業務帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。  
(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。  
(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- 29 「検査」とは、検査員が契約書第 32 条に基づいて測量業務の完了及び履行部分を確認することをいう。
- 30 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 31 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 32 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 33 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

34 「立会い」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

35 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。

36 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

### 1-3 受注者及び発注者の責務

受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分に理解した上で業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

### 1-4 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内（土曜日、日曜日、祝日等（以下「休日等」という。）を除く。）に測量業務に着手しなければならない。契約書第 3 条による着手届出は 10 日以内だが、この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

### 1-5 測量の基準

測量の基準は、宮城県の定める「公共測量作業規程（平成 20 年）」（以下「規程」という。）の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

### 1-6 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。

### 1-7 設計図書の支給及び点検

1 受注者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めるときは、受注者に図面の原図又は電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているもの又はインターネットからダウンロードするなどして入手が可能なものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

### 1-8 監督員

1 発注者は、測量業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。

なお、監督員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

#### 1-9 主任技術者

- 1 受注者は、測量業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### 1-10 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする（主任技術者と兼務するものを除く）。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。
- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

#### 1-11 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受託時は契約締結後、15日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日以内（休日等を除く。）に、完



了時は業務完了後、15日以内（休日等を除く。）に、書面により監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、委託業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

### 1-12 打合せ等

1 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ簿を作成するものとする。

2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。

また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。

4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

5 打合せ（対面）の想定回数は、設計図書による。

6 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。

なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

### 1-13 業務計画書

1 受注者は、契約締結後14日以内（休日等を含む。）に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時を含む。）
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

(2)実施方針又は(10)その他には、1-32 個人情報 の取扱い、1-33 安全等の確保及び 1-37 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。

また、土地への立入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

#### 1-14 資料等の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

#### 1-15 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

#### 1-16 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示が

ある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、第4項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督員の指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

#### 1-17 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

- 3 受注者は、第2項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く。）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

#### 1-18 成果品の提出

- 1 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を委託業務完了届出書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- 4 受注者は、設計図書に基づき成果品を電子媒体（CD-R又はDVD-R）及び印刷物で正副各1部ずつ提出するものとする。

なお、電子媒体については電子納品運用ガイドライン（国土交通省平成28年）に基づき作成するものとする。

#### 1-19 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### 1-20 検査

- 1 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、委託業務完了届出書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していただかなければならない。
- 2 発注者は、測量業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び主任技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 測量業務成果品の検査
  - (2) 測量業務管理状況の検査測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

#### 1-21 修補

- 1 検査員は、修補の必要があると認めた場合には受注者に対して期限を定めて修補の指示を行うことができる。
- 2 受注者は、指示を受けた場合に速やかに修補をしなければならない。
- 3 検査員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。

#### 1-22 条件変更等

- 1 監督員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、業務に関する指示書によるものとする。
- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

  - (1) 1-17に定める現地への立入りが不可能となった場合
  - (2) 天災その他の不可抗力による損害

- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

#### 1-2-3 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
  - (1) 測量業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
  - (2) 履行期間の変更を行う場合
  - (3) 監督員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
  - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、第 1 項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
  - (1) 1-22 条件変更等の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
  - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
  - (3) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

#### 1-2-4 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でない判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第 24 条第 1 項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

#### 1-2-5 一時中止

- 1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による測量業務の中断については、1-34 臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

  - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
  - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
  - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
  - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
  - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認められた場合

- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
- 3 第2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

#### 1-26 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

#### 1-27 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

#### 1-28 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
  - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
  - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

#### 1-29 再委託

- 1 契約書第7条に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項などの軽微な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、石巻地方広域水道企業団入札参加資格者である場合は、石巻地方広域水道企業団の指名停止期間中であってはならない。

#### 1-30 成果品の使用等

- 1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を公表することができる。
- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

#### 1-31 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を1-13に示す委託業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

#### 1-32 個人情報の取扱い

##### 1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、石巻地方広域水道企業団個人情報保護条例（平成18年石広水条例第1号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損

の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

## 4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

## 5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## 6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

## 7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な指示を講じなければならない。

なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

## 9 管理の確認等

(1) 受注者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。

なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。



- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。  
また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

#### 10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、1-13 で示す業務計画書に記載するものとする。

#### 11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### 1-33 安全等の確保

- 1 受注者は、測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課平成21年)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
  - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
  - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、測量業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、測量業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年)を遵守して災害の防止に努めなければならない。
  - (2) 測量業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
  - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
  - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等によ

- り囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
  - 7 受注者は、測量業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
  - 8 受注者は、測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### 1-3-4 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

#### 1-3-5 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

#### 1-3-6 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

#### 1-3-7 行政情報流出防止対策の強化

- 1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、1-13で示す委託業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
  - (1) 関係法令等の遵守  
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。
  - (2) 行政情報の目的外使用の禁止  
受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(3) 社員等に対する指導

ア 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

イ 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

ウ 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(4) 契約終了時等における行政情報の返却

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(5) 電子情報の管理体制の確保

ア 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、1-13で示す委託業務計画書に記載するものとする。

イ 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(6) 電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(7) 事故の発生時の措置

ア 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

イ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1-38 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2 第1項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を発注者に報告すること。
- 3 第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

### 1-39 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

## 第2章 一般事項

### 2-1 一般事項

- 1 測量調査に先立ち、道路、水面等の使用について関係官公署に申請し、許可を受ける。
- 2 調査機械器具等は、当該調査に適応したものを使用し、監督員が不相当と認めたものは、速やかに取り替える。
- 3 調査に当たって、立木等は原則として伐採しない。また、障害物等が支障となる場合は、監督員に申し出て、所有者又は管理者の了解を得た後に調査を行う。
- 4 道路上等交通及び保安に影響を及ぼすおそれのある場所における測量調査は、関係官公署の指示事項及び交通安全措置事項を厳守するとともに、必要に応じて保安要員、交通整理要員を配置する。
- 5 測量調査実施のため、交通等を禁止又は制限することが必要なときは、監督員と協議のうえ、関係官公署の許可等を得る。また、実施に当たっては、関係官公署の許可等の条件を遵守し、必要な箇所に指定の表示をするなど十分な措置を講じる。
- 6 既設埋設物調査に際し、マンホールを開放する場合は、必ず保安柵を設け、落下を防止し、調査終了後は鉄蓋の段違いがないように完全に閉鎖する。また、孔内に入る場合は、必ず有害ガスの有無の確認及び酸素濃度を測定し、換気等を行い、安全を確かめてから調査する。
- 7 測点等の表示のため、道路等に過大な記号を書かない。

## 第3章 中心線測量

### 3-1 目的

中心線測量は、路線及び用地等の測量の基準となる主要点及び中心点を現地に設置することを目的とする

### 3-2 中心線測量

中心線は、設計図書に基づき、現場踏査により原則として20mごとに中心点を定め、折点では角度を測定する。

### 3-3 中心点設置

- 1 中心点には木杭又は丸頭鉋を設置し、測点識別用としてペイントを塗布し、番号を付ける。また、木杭の中心には釘を打ちつける。
- 2 地形障害があり、所定の位置に中心点が設置できない場合には、中心線方向にその位置を明らかにする控杭を設置する。

### 3-4 角観測

観測機械は、水平分度盤最小読み及び鉛直分度盤最小読みが20秒以内のトータルステーション、セオドライト又はこれと同等以上のものを使用する。

### 3-5 距離測定

- 1 距離測定には、鋼巻尺又はこれと同等以上のものを用いる。
- 2 距離測定は、必要に応じて温度補正、傾斜補正等を行う。

## 第4章 多角測量

### 4-1 目的

多角測量は、細部測量の基準となる多角点を設置することを目的とする。

### 4-2 多角路線の選定

- 1 多角路線は、閉合多角路線とする。ただし、測量の目的、作業能率等の理由により必要がある場合は自由多角路線によることができる。
- 2 多角点間距離は、できるだけ等距離になるように選定する。
- 3 選点は、後続測量の成果及び作業能率に影響するので、十分な現地踏査を行い、配点する。

### 4-3 多角点の設置

- 1 多角点には、原則として一時又は永久標識を設置する。一時標識には木杭その他を、永久標識には金属標等を用いる。  
なお、発注者が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等を取得する。
- 2 多角点は、後日その位置の確認ができるよう選点順に番号を付し、「点の記」を作成する。

### 4-4 角観測

角の観測方法は、3-4に準ずる。

#### 4-5 距離測定

距離測定は、3-5 に準ずる。

#### 4-6 計算及び作図

- 1 閉合多角測量の水平位置の閉合差の許容範囲は次のとおりとし、これを超えた場合はその原因を調査し再測量を行う。

$$5 \text{ cm} \sqrt{N} \sum S \quad (N \text{ は辺数、} \sum S \text{ は路線長 (km))$$

- 2 多角計算終了後は、多角測量成果表及び多角点網図を作成する。
- 3 多角測量成果表には、多角点の種類、方向角、座標値及び距離を記入する。
- 4 多角点網図には、地形図を用い多角点の種類及び番号、多角路線の種類及び番号、方向角、距離を記入する。
- 5 計算の単位は、次による。
  - (1) 角 (秒)
  - (2) 辺長 (mm)
  - (3) 座標値 (mm)
  - (4) 三角関数 (小数点以下 6 位)

なお、計算値の丸め方は、四捨五入法による。

### 第5章 平板測量

#### 5-1 目的

平板測量は、中心線測量及び多角測量の成果に基づき監督員の指示するものを測定し、現況図を作成することを目的とする。

#### 5-2 測量方法

- 1 測量は、多角点又は中心点を基準点とし、その座標値により平板又はトータルステーション等を用いて地形、地物を図示してこれを基に行う。
- 2 測量は、基準点から直接測定することを標準とするが、地形、地物等の状況により細部測量を行うことが困難である場合は、基準点からの放射法により平板点を設置することができる。
- 3 地物等の水平位置は、放射法、支距法等により測定図示する。この場合、距離の測定は直接測定による。

#### 5-3 作図

- 1 図面は隣接する図面が接合できるよう、接合部分の現況測量が終了したときは仮接合写図を作成し、監督員の点検を受ける。
- 2 仮接合写図には、座標値、多角点、接合に必要な図形を表示するものとし、トレーシングペーパー等に平板原図から謄写する。

## 第6章 水準測量

### 6-1 目的

水準測量は、水準点連絡測量であって、作業区域内に仮水準点を設置し、多角点又は中心点等の高さを測定し、各種工事の設計、施工に必要な資料を供することを目的とする。

### 6-2 仮水準点の設置

1 仮水準点には、堅固な構造物に簡易な標識又は永久標識を設置する。

なお、発注者が所有権又は管理権を有する土地以外の土地に永久標識を設置しようとするときは、当該土地の所有者又は管理者から建標承諾書等を取得する。

2 仮水準点は、後続測量の成果及び作業能率に影響するので、損傷のおそれのない適切な場所に設置し、十分な保全を期す。

3 仮水準点は、移動、沈下のないようにする。また、点の所在を明らかにするため「点の記」を作成する。

### 6-3 基本水準点及び標高値

基本水準点は、最寄りの国土交通省国土地理院等で測定した水準点を使用し、その標高値は最新の水準基標測量成果による値を使用する。

### 6-4 測量方法

1 仮水準点測定の水準測量路線は、原則として基本水準点等から出発して、これらの点に閉合するように選定する。

2 水準測量路線は、つとめて短い路線を選定する。

3 観測は、2本1組の標尺を用いて往復観測を行う。

なお、水準器と前視、後視との距離は、ほぼ等距離とする。また、その距離は最大 70m 程度とする。

4 観測の読み取りは、mm単位とする。

5 往復観測値の格差及び閉合差の許容範囲は次のとおりとし、これを超えた場合はその原因を調査し再測量を行う。

$$10 \text{ mm} \sqrt{S} \quad (S \text{ は観測距離 (片道、km)})$$

## 第7章 縦横断測量

### 7-1 目的

縦横断測量は、設計又は施工に資するため、水準測量の方法により、中心杭及び付近地における高低差を測定することを目的とする。

### 7-2 縦断測量

1 縦断測量は、設定を完了した中心線に従い、20mごとに測量を行う。また、地形が大きく変化する部分は、さらに細部測量を行う。

2 測量に当たっては、始点、終点付近及び路線間隔 1 kmごとに仮水準点を設置し、その位

置を平面図に記入する。

- 3 仮水準点は堅固な場所に設定するとともに、その点の詳細オフセット図を提出する。
- 4 縦断測量における往復観測値の格差及び閉合差の許容範囲は次のとおりとし、これを超えた場合はその原因を調査し再測量を行う。  
 $20 \text{ mm}\sqrt{S}$  (Sは観測距離(片道、km))

### 7-3 横断測量

- 1 横断測量は、中心線より直角に地形の起伏状況を測定する。
- 2 河川横断箇所のある場合は、深淺測量を行い、水際杭を打っておく。

## 第8章 詳細測量

### 8-1 目的

詳細測量は、設計図書に指定する箇所の原形を詳細に測量し、設計又は施工に資することを目的とする。

### 8-2 詳細測量

詳細測量は、平板測量、縦横断測量等により発注者の指定する箇所を詳細に測量する。

## 第9章 用地測量

### 9-1 目的

用地測量は、土地及び境界等について調査測量し、用地買収、管理その他に必要な図面、資料を作成することを目的とする。

### 9-2 作業内容

- 1 用地測量は、既知境界点の位置測定又は未知境界点の位置の確定を行い、土地の位置、形状、辺長、面積等を求める。
- 2 用地面積求積までの手順は、次のとおりとする。
  - (1) 作業計画
  - (2) 資料・権利調査
  - (3) 境界検討図作成
  - (4) 公共用地境界の確認立会
  - (5) 民有地、借地権境界等の確認立会
  - (6) 境界の表示
  - (7) 境界の測量
  - (8) 用地境界杭設置
  - (9) 境界点間測量
  - (10) 面積の計算
  - (11) 作図



3 公共用地査定及び民地境界立会いの手続等は、監督員が別途指示する。

#### 9-3 調査施行

1 調査は地積の資料調査、境界立会い、境界確定、登記資料の作成等を行う。

2 資料調査は、測量作業範囲及びその周辺を含める区域について、法務局（支局・出張所）備え付け地図（公図）により、その土地の地図を謄写又は複写する。

3 地図の謄写（複写）には、土地の区市町村、丁目、番地、地目、地番境界線、道路敷、水路敷、河川敷、畦道等を記入する。

4 道路、水路、畦道、その他地図上において、その区分に着色がある場合は、写図にもそれと同色で着色する。

5 地図の接続部分は、その記載どおりとし、接続部分を明確にする目的で訂正謄写しない。

6 土地登記簿の写しは、土地所有者の住所、氏名、地目及び地積等を調査し、調査日現在の登記事項を記入する。

7 地図の写しは、土地登記簿と照合し、脱落、その他不都合のないよう詳細に調査し、地図（写し）の余白に調査年月日、法務局（支局・出張所）名、調査者氏名等を記入する。

8 発注者が指示した場合は、公共用地境界確定図、区画整理確定図又は耕地整理図の写しをとる。

#### 9-4 多角測量

多角測量は、第4章「多角測量」に準ずる。

#### 9-5 地積測量

1 公共用地の境界確定及び隣接民有地の境界立会いは、発注者において行うが、受注者は境界立会日に関係者とともに立会い、作業を援助し各境界点の確認を行う。

2 当該土地の境界点について、公共用地の境界確定及び隣接地主の立会いによって確定したものについては、直ちに境界石等を設置する。

3 境界石等は、原則として復元できるよう一連の番号を付し、「点の記」を作成する。

4 境界点は直接観測することを標準とするが、障害物等により境界点を直接観測できない場合は、計算等により境界点の位置及び距離を決定する。

5 境界点の観測方法、距離の測定方法、計算の単位、桁数等は、第3章「中心線測量」及び第4章「多角測量」に準ずる。

6 面積は、座標法又は数値三斜法により算出する。

7 面積計算の表示単位及び桁数は次による。

(1) 底辺、垂線長 (mm)

(2) 境界辺長 (mm)

(3) 乗積及び合計 (小数点以下6位)

(4) 面積 (小数点以下2位まで、3位以下切捨て)

(5) 座標値 (小数点以下3位)

8 土地所在図（当該土地に隣接する土地の公図）、地積測量図（用地求積図）は、法務局申請書の様式に基づき作成する。

## 9-6 現況測量

- 1 現況測量は、多角測量の成果に基づき、当該土地及び周辺を含める区域について、トランシット法、平板法により必要な地形・建物を測定し、現況図を作成する。
- 2 測量方法は、第5章「平板測量」に準ずる。

## 9-7 製図

- 1 図面の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 総合図
  - (2) 用地管理図
  - (3) 用地求積図
  - (4) 公図写し
  - (5) 網図
  - (6) 公共用地境界確定図
  - (7) 土地所在図
- 2 製図は、境界点の位置、土地の形状を図示し、境界線の長さ、求積方法、地番、公簿面積、実測面積及び隣接地の地番等を記載する。
- 3 図面は、現況測量の進行に応じて順次仮描きし、一体化した図形がほぼ完了した後に正描きする。

ただし、接合部分については、接合後正描きする。
- 4 製図作業における精度は、基準点及び境界点のプロット誤差は0.2mm以内、諸物件の位置の誤差については0.5mm以内とする。
- 5 各図面には必ず次の事項を表示する。また、表示文字、記号等はすべてゴシック、立直体を標準とする。
  - (1) 図面の名称及び縮尺
  - (2) 土地の所在、地番
  - (3) 測量年月日（公図写しは調査年月日、調査場所）
  - (4) 方位標
  - (5) その他必要な事項
- 6 各図面の記入事項は次による。
  - (1) 用地総合図  
境界点座標値、確定点座標値、多角点座標値、引照点座標値、求積表
  - (2) 用地管理図  
多角点座標値、境界点座標値、確定点座標値、引照点座標値、凡例
  - (3) 用地求積図  
求積表

## 第10章 埋設物調査

### 10-1 埋設物調査

- (1) 埋設物調査方法は、設計業務編第3章「埋設管路設計」による。